

# 規制の事前評価書

法令案の名称：風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律

規制の名称：風力発電設備の設置等に係る防衛大臣への届出、障害原因となる場合の工事の制限

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：防衛省防衛政策局運用基盤課

評価実施時期：令和6年6月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設する。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 陸上の風力発電設備の設置等については、これまで、事業者に対して、計画の初期段階における相談を要請してきた。
- しかしながら、要請が任意であるため、一部の事業者においては、工事着手の直前まで相談が行われず、協力が得られない場合もあり、自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保することができないおそれがある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

##### ① 陸上における風力発電設備の設置等に係る届出に関する規定の創設

- 防衛大臣は、レーダーを用いた監視又は人工衛星との間で行われる無線通信に使用する電波に対し、風力発電設備の設置等により、著しい障害が生じるおそれがある場合には、特定の区域を電波障害防止区域として指定し、その区域内において風力発電設備を設置する者は、工事の着手前に当該風力発電設備の位置、高さ等を防衛大臣に届け出なければならない。

##### ② 電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動に著しい障害を及ぼす場合の工事の制限に関する規定の創設

- 電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等が、自衛隊等の円滑かつ安全な活動に著しい障害を及ぼす場合には、設置者は、2年間、当該風力発電設備の設置等の工事に着手してはならず、その間に風力発電設備の設置者及び防衛大臣は、自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と風力発電設備に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議を行わなければならない。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・本法律により、通常の経済活動においては、風力発電設備の設置が、自衛隊等の活動に著しい障害を及ぼすおそれを回避することが十分可能になるものと考えたため、その他の規制手段については検討していない。
- ・なお、本法律に対しては「より厳しい規制にすべき、許可制にすべき」との意見もあったが、本法律は、風力発電の導入促進と自衛隊等の活動との調和を図りつつ、風力発電設備が自衛隊等の活動に及ぼす障害を回避するため、風力発電設備の設置者と防衛大臣が調整し解決していくための仕組みを制度化するものであり、こうした考え方を踏まえ、許可制とはしていない。

#### ＜その他非規制手段の検討状況＞

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・陸上の風力発電設備の設置等については、これまで、事業者に対して、計画の初期段階における任意の相談を要請しているため。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

- ・風力発電設備の設置者と防衛大臣が調整を行う仕組み等が制度化されることにより、風力発電設備の設置者は、計画策定の初期段階から防衛省に相談を行うことにつながると考えており、自衛隊等の円滑かつ安全な活動が確保できると考えている。
- ・また、風力発電事業者と接する機会が多い経済産業省と緊密に連携していくこととしており、これにより本制度の周知を図ることができると考えている。

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### ＜遵守費用＞

- ・設置者による届出に係るコスト  
本法律により、電波障害防止区域内において風力発電設備を設置する者は、届出をすることとなるため、当該届出のための書類作成及び提出に係る費用が発生する。  
届出に関して必要な事項や添付書類は、法律の施行までの間に防衛省令で定めることとなるが、現在、事業者に対して任意の相談を要請しており、事業者は、これまでも風車の設置位置や高さといった事項を防衛省に提出していることから、遵守費用が著しく増えることにはならないと考える。(仮に1件当たり1人が現在よりも1日多く要するとした場合、1人日約19千円(4,576千円(※1)/240日)として計算すると、1件当たり約19千円の遵守費用が生ずることとなる。)

(※1)「令和4年分民間給与実態統計調査」(国税庁)から平均給与額(年間)を引用

##### ＜行政費用＞

- ・届出の受付及び判定に要する費用  
防衛省には、電波障害防止区域内において風力発電設備を設置する者からの届出の受付及び電波の伝搬障害の判定に要する費用が発生するものの、現在、事業者に対して任意の相談を要請しており、事業者からの相談の受付、自衛隊等の活動への影響の判定等をこれまでも行っていることから、行政費用が著しく増える

ことにはならないと考える。

**<その他の負担>**

- ・ 該当なし。

**5 利害関係者からの意見聴取**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ 本法律は、風力発電設備が自衛隊等の活動に及ぼす障害を回避するため、風力発電設備の設置者と防衛大臣が調整し解決していくための仕組みを制度化するものであり、作成に当たっては、あらためて事業者の方から意見聴取することなく、これまでの事業者の方とのやりとりなどを踏まえて対応することが可能であったため。

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

**<見直し条項がある法令案>**

- ・ 見直し条項（年限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和11年度であり、それまでに事後評価を実施予定。